

## 古物商を取るにあたっての必要書類と手続き

- 個人、法人登録において必要な書類

必要書類	個人	法人	備考	フル	ノーマル
古物商許可申請書	○	○		○	○
5年間の略歴書	○	○		○	○
住民票	○	○	事業主・役員・管理者全員	○	—
欠格事由に該当しない誓約書	○	○	事業主・役員・管理者全員	○	○
登記されていない証明書	○	○	事業主・役員・管理者全員	○	—
市区町村発行の身分証明書	○	○	事業主・役員・管理者全員	○	—
URL 使用権限を疎明する資料	○	○	ホームページを使用して古物を 売買する場合	—	—
賃貸借契約書	○	○	営業所が賃貸の場合	—	—
使用承諾書	△	○	警察署の管轄によっては求 められる	○	○
中古車の保管場所証明資料	○	○	中古車を取り扱う場合	○	○
土地・建物の登記簿謄本	○	○	営業所が持ち家の場合	○	○
営業所在地図	○	○		○	○
法定代理人の許可書	△		申請者が未成年の場合	○	○
各種申立書	○	○	必要に応じて	○	○
定款		○	会社保管のもの	—	—
登記事項証明書		○		○	○

- 登記されていないことの証明書

東京法務局が発行する「成年被後見人・被保佐人に登記されていないこと」を証明するもの。「身分証明書」と内容が重複するが、後見登録制度は平成12年4月1日以降施行されたものであるため、今現在は、両方の証明書が必要になる。東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で申請できる。(出張所では申請できないので注意)郵送で申請する場合は、東京法務局後見登録課のみの取扱いになる。

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 4 階

東京法務局後見登録課

電話 03-5213-1234

※ 申請方法は、「[登記されていないことの証明書の説明](#)」（法務局HP）を参照のこと。

- 身分証明書

**本籍地**の市区町村が発行する「禁治産者（被後見人）、準禁治産者（被保佐人）、破産者でない」ことを証明してもらうもの。各市区町村の戸籍課等で扱っている

- 略歴書

最近 5 年間の略歴を記載した、本人の署名又は記名押印のあるもの。5 年以上前から経歴に変更がない場合は、最後のものを記載し、「以後変更ない」「現在に至る」等と記載すること。

- 誓約書

古物営業法第 4 条（許可の基準）に該当しない旨を誓約してもらう書面。個人許可申請の場合において、申請者本人が管理者を兼ねる場合は、管理者用の誓約書を記載して提出すること（個人用と管理者用の 2 種類を提出する必要はない）。法人許可申請の場合において、代表者や役員の中に営業所の管理者を兼ねる方がいる場合は、その方については、管理者用の誓約書を記載して提出する（その方の役員用と管理者用の 2 種類を提出する必要はない）。本人が内容を確認のうえ、本人の署名又は記名押印すること。

- 駐車場保管場所の賃貸借契約書のコピー

自動車等の買取りの場合、保管場所が確保されているかを確認するためのもの。賃貸ではなく自社・自宅敷地内に保管する場合は、保管場所の図面や写真等保管場所が確認できる資料を添付すること。

上記の書類のフォーマットは下の URL から

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kyoka.htm>